

重要

非常変災時の対応

新居浜市教育委員会
令和8年7月1日改訂

① 新居浜市に特別警報、危険警報、警報のいずれか・高潮警報を除くが発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき		児童・生徒が〈学校〉にいるとき	
七時 まで 	たいふうとうせつきんじ いえ しゅっぱつ 台風等接近時は家を出発しない。 新居浜市に〇〇警報が発表されました。  今後の対応について		こんご たいおう がっこう 今後の対応について保護者連絡
十一時 まで 	【自宅待機】 	げこうじこくとう 下校時刻等を へんこう げこう 変更して下校	がっこう たいき 学校で待機 (授業)
午後 以降	けいほうかいじょ 警報解除 ちゆうしゆくご とうこう 昼食後、登校 	けいほうけいぞく 警報継続 りんじきゆうぎよう 臨時休業 	じこく ほうほう 時刻や方法の 保護者連絡  つうじようげこう 通常下校

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

じどう せいと かてい 児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	じどう せいと がっこう 児童・生徒が〈学校〉にいるとき
	
りん じきゆうぎょう 【臨時休業】	じどう せいと 【児童・生徒の ひきわた 引渡し】
	
	がっこう れんらく 学校から連絡があるまで 【臨時休業】
じどう・せいとあんびかくにん がっこうしせつてんけん つうがくろあんぜんかくにん がっこうさいかいじゅんび とう 〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等	
あんぜんかくにん ご がっこう とうこう れんらく すべての安全確認後、学校から登校について連絡	
じどう せいと がっこうとうこう 児童・生徒の学校登校	
	OK! 

※ 裏面に詳細な説明があります。

非常変災時の対応

(詳細説明)

新居浜市教育委員会
令和8年7月1日改訂

① 新居浜市に特別警報、危険警報、警報のいずれか(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
七時 まで 普段、7時以前に家を出発している児童・生徒は台風が近づいている場合等は、午前7時までは出発しない。また、7時以降に出发して遅刻しても遅刻扱いとはしない。	各学校の実態や気象状況に応じて今後の対応を校長が決定する。ただし、中学校区内の小・中学校で情報交換等を密に図って決定する。
七時 午前7時の段階で①の警報が発表されている場合は【自宅待機】とする。	今後の対応について決定したことを保護者へ連絡する。
十一時 まで 【自宅待機】	下校時刻等を変更して下校 学校で待機(授業)
十一時 警報解除 警報継続	下校時刻(終業時刻)や下校方法等の変更について保護者に連絡をする。 通常下校
午後 以降 昼食をとってから登校する。(登校時刻等については学校から連絡) 臨時休業	

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
児童生徒が家庭にいるとき(祝祭日や土日、平日の下校後から翌日の登校時まで)は学校から連絡があるまで 【臨時休業】	ただちに授業等を打ち切り、安全な場所に児童生徒を避難させる。 【引渡しの時刻等の決定】 【児童・生徒の引渡し】 学校から連絡があるまで 【臨時休業】
〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等 すべての安全確認後、学校から登校についての連絡 児童・生徒の学校登校	